

2019 年 5 月 21 日

高松市議会議員 小比賀 勝博 殿

高松市議会議員 市民派改革ネット

植田 真紀

太田 安由美

議会改革に関する申し入れ書

2019 年 4 月に執行された高松市議会議員選挙では、投票率が 40.09%と過去最低を更新しました。高齢者が投票に行けないなどの要因のほかに、議会に関心が持てない、選挙や政治に興味がないといった声は老若男女を問わず聞かれます。これまで、我々議員が議会の役割を共通認識として持ち、徹底的に議論を尽くし、市民に議会の中のことをしっかり伝えていくということを怠ってきた結果が招いた数字ではないかと考えます。

地方議会の存在意義は、二元代表制として市民の声・要望を聞き、政策実現のために働き、税金の使い方を市民の目線でチェックすることにあります。存在意義を発揮していくためには、市民から信頼してもらえる議会になるよう、常に議会自ら改革を行っていかねばなりません。

高松市議会の議会基本条例第 24 条には、「議会は、社会経済情勢等の変化により新たに生ずる市政上の課題に適切かつ迅速に対応するため、この条例の理念に基づく議会改革に積極的に取り組むものとする」として、議会改革の推進を掲げていますが、本市議会における議会改革の協議は低調で、危機感やスピード感を持って取り組んでいるとは思えない状況です。

今回の投票率にも現れている市民の市議会への無関心を変えていくためにも、さらなる「開かれた議会」づくりが必要です。

そこで、新議長就任にあたり、議会運営の基本原則である、地方自治法、議会基本条例、会議規則、委員会条例を順守し、早急に改善していく必要のある下記の事項について申し入れを行います。

記

1. 違法な「申し合わせ」は直ちにやめる

(1) 一般質問の制限時間短縮を撤廃する

2004 年 3 月定例会から、ケーブルテレビによる中継を拡大し、一般質問を含むすべての本会議を中継することにより、質問者が大幅に増えることが予想さ

れるとの理由から、一般質問及び 3 月定例会における個人質疑の発言回数について、議員 1 人年 2 回を原則とする「申し合わせ」ができた。

長らく、地方自治法および会議規則に照らしても違法であり、「高松市議会基本条例」にも違反の状態がつづいてきた。今年度からようやく一般質問回数の撤廃がおこなわれたものの、発言時間は年 4 回の質問であれば 15 分までと、これまでの半分になっており、市民の声を市政に反映するという本来の一般質問の趣旨とは反するものである。

(2) 議員提出議案の取り扱いを見直す

高松市議会の「申し合わせ」には、「各会派幹事長会の構成会派以外からの議員提出議案については、構成会派内で十分協議できる日程を考えた上で、あらかじめ各会派に協力要請を行い、提出に同調する会派があるもの以外は取り上げないこととした。(2000 年 2 月 24 日各会派幹事長会)」とある。しかし、各会派幹事長会の構成会派が一致するものしか議員提案できないのでは、議員の仕事のひとつである政策立案を怠っている。地方自治法第 112 条および高松市議会会議規則第 14 条の規定に基づき、積極的に本会議における議員提案を行えるようにする。

2. 民主的な議会運営に見直す

(1) 議会運営委員会のあり方を見直す

議会運営委員会は、議会運営や議会改革など、全議員に関わることを議論する場であることから、多数会派だけで構成するのではなく、少数会派や無所属議員など多様な議員で構成し、活発に議論をしていくべきである。

(2) 議会によるパブリックコメントの実施及び議会モニター制度の導入

行政側の政策立案過程におけるパブリックコメントの実施は、市民参加のツールとして定着してきた。二元代表制の一翼を担う議会においても議会運営や議会改革などについてパブリックコメントを実施したり、議会モニター制度を導入したりすることで積極的に市民参加のチャンネルを増やすことを検討する。

3. 正副議長選出のあり方改革

正副議長の両ポストの選出については、選挙前に高松市議会の代表としてのような議会運営を行うのか決意表明がないだけでなく、市民に対する説明責任も果たしていない。そこで、正副議長選挙の立候補時における公約や所信表明を公に行うようにする。議会改革先進議会では、密室で決まる議会内人事を見直すことで、議会改革が大きく前進している。

4. 議選監査委員の廃止及び監査制度の充実強化に向けた議論を

議選監査委員（2人）については、交渉会派から選出されている。これまでの地方自治法では、議選監査委員の選任が義務付けられていたが、地方自治法の改正により、2018年4月から「条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる」こととなった。地方自治法改正の趣旨を踏まえ、議員選出の監査委員を廃止し、監査委員は専門資格を有した外部の人材を公正中立に選ぶ方法なども含め、監査制度の充実強化に向けた議論を早急に行う必要がある。

5. 議会への市民参加を進める

（1）傍聴人数の制限撤廃と積極的な資料提供

議会基本条例第14条「議会は、市民の意見を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする」とし、議会への市民参加を進める規定となっている。昨年度より4常任委員会の同日開催から分散開催になったのは半歩前進ではあるが、めざすのは1日1委員会である。また、傍聴人数の制限を廃止し、積極的に資料提供を行うなど資料提供のあり方も見直す。

現在、常任委員会の傍聴は会議開始15分前までに所定の手続きが必要であるが、途中からの傍聴を認め、市民が傍聴しやすい環境を整える。

高松市議会傍聴規則第11条において議長の許可を得て傍聴人は写真を撮影することが許可されているが、誰を撮るのかを事前に申告しなければならず、対象者以外を撮影することは内規で禁止されている。しかし、本会議はインターネット中継され、ケーブルテレビで放映されていることから撮影対象者を申告したり、対象者以外の撮影を禁止することは矛盾しており、これらの内規規定はなくすべきである。

（2）議会報告会のあり方の見直し

2016・17年度の2回、年1回の議会報告会を開催したが、議会運営委員会では市民の参加が少ないことを理由に中止し、昨年度は常任委員会別の意見交換会がおこなわれた。もちろん、意見交換の場を設定することは重要だが、議決権を持つ議会が1年間の税金の使い道を定める予算議会の報告を行わないのは問題である。参加者が少ないという理由でやめるのではなく、参加してもらるように議会が試行錯誤すべきである。全議員を少数グループに分けて、全議員が役割や発言を担うようにすることで、各議員が当事者意識を持ち、資質向上に繋がるだけでなく、複数回開催することによって開催が定着し、市民の参加機会を保障することになる。また、市役所や瓦町 FLAG のような大きい施設

ではなく、市民に一番身近な各地域にあるコミュニティセンターを利用して開催するよう見直す。

高校生との意見交換会については、高松第一高校だけを対象とせず、広く市内の公私立高校にも積極的に呼びかける必要がある。

6. 開かれた議会をめざすために情報公開を進める

(1) 非公式・非公開で行われている会議の場を公式・公開にする

2008年の地方自治法改正では、本会議・委員会以外の会議活動について、会議規則により地方自治法に基づくものとして制度化することが可能になった。これを受け、非公式・非公開で行われている各会派会長会や幹事長会、市議会だより編集委員会などの会議については、会議規則に「協議又は調整を行うための場」の規定を設け、議会活動の公開性・透明性を高めていくべきである。

(2) 公費を使う行政視察（海外視察も含む）の情報開示

視察内容やその成果などを記載した報告書を市議会ホームページや紙媒体で積極的に公開する。とりわけ、海外視察については、市民向けの報告会を開催し、情報を共有すべきである。

(3) 市民に読んでもらえるような議会広報誌作成に取り組む

東京都あきる野市議会は、議会改革のツールとして議会だよりのリニューアルを行うといった画期的な取り組みとして注目されている。読みやすく、分かりやすい広報にするのは当然であるが、市民が市議会に関心を持ってもらえる広報誌にするために議会として議論していく必要がある。

7. 議会図書室改革

議会改革の先進的な議会において、改革の焦点は「議会審議の質的向上」に移りつつあり、これを裏付けるように議会の政策形成機能を支える議会図書室のあり方を見直している。例えば、呉市議会では、『強い議会』を支える『使える』議会図書室をつくる」をモットーに、議員の知的拠点としての議会図書室をめざしている。また、大津市議会においては、物置同然の議会図書室について「議会図書室の再構築基本方針」（2016年）を策定し改革を行っている。本市議会においても同様の課題があり、さらには、議会基本条例第26条に議会図書室の充実を掲げていることから、全議員・議会事務局職員が議会図書室に対する見識を深め、議会の政策形成機能を支える議会図書室にするよう議論していく必要がある。

8. 市民感覚から大きくずれた不必要な支出をやめる

(1) 費用弁償の廃止

議員が議会に出席するのは当然であり、根拠のない「一律 3,000 円」の費用弁償については早急に廃止すべきである。

(2) 海外視察の廃止

多額の公費を使い、4 年間の任期中に一度、期数の多い順に順番が回ってくるような海外視察の制度は、早急に廃止すべきである。

以上